

地平線

全日本港湾労働組合
関西地方建設支部機関誌

2023年12月15日 386号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港1-12-27

電話 06-6572-2105 / FAX 06-6574-5648

kensetsu@crux.ocn.ne.jp

**物価高・インフレが日々の生活の中に押し寄せる時代、
24春闘を執行委員を中心にして意見交流、討論を進め、
賃上げ、労働条件の向上、職場の改善を実現していこう。**

2023年も暮れようとしています。食料品はじめ物価高は続いていて、今後ますますインフレは勢いを増していきそうです。

労働組合としては2024年春闘にむけ、議論が始まっています。大企業を中心に政府、経営者団体、連合などでは経済の順調な発展のためには6%の賃上げが必要だとか新聞・テレビ、メディアの世界では報道されています。しかし、わたしたち建設支部の中小企業の職場は、政府・経営者団体・大企業などが構想し考えられる枠の外にあり、自分たち自身の団結した連帯の力で賃上げや職場改善を勝ち取っていく活動が必要です。

建設支部では、年明け1/9（火）19:00～20:30、関西地方本部会議室で24春闘討論集会を開きます。その支部内部での意見交換、討論を集約し、建設支部の方針を決定します。

1/18（木）9:00～16:00 関西地方本部の春闘討論集会があり、建設支部以外の大阪支部、阪神支部、神戸支部、築港支部、弁天浜支部が港湾第一センターに結集し関西地方本部の春闘方針

を決めます。全国的な討論としては1/30（火）～31（水）、愛知県豊橋で中央委員会があります。

建設支部からも代表が討論に参加します。そして、2/26（月）春闘の要求書を会社に提出し団体交渉が始まります。現在は、そこに向けての準備を執行委員会を中心に各職場の意見や情報を持ち寄り意見交流を続けています。各分会、各職場の皆さんは執行委員と意見交換、情報交換をしながら威力ある24春闘要求を作るよう意見交流・討論を始めてください。よろしくお願ひします。

日本の労働者は封建時代の徳川幕府が倒れ明治（1868年）になり資本主義化が進む中で日本の社会に生まれ登場してきました。労働者は賃上げや労働条件の改善、職場環境の改善を会社・経営者に要求し改善を勝ち取りたたかってきました。そして、労働組合の存在と役割をしっかりと認める社会であるべきだとして「労働組合法」の成立を1868年（明治元年）以来、願ひ要求したたかってきました。

1945年（昭和20年）敗戦の年、そ

の12月に、まだ旧・明治憲法の基ではありましたが、「労働組合法」を日本の労働者は勝ち取りました。現在の「労働組合法」は2年後の1947年（昭和22年）に改定されたものですが、労働組合の存在と活動を法律的に支えています。

労働組合法・第7条は不当労働行為を定め労働組合の権利やその存在を法律的に支えています。

世界の労働運動が激化する情勢の中で日本の労働運動の活力のなさが心配されています。

しかし、日本の経済・政治情勢や日々の労働現場・日常経済生活を冷静に考えたら、労働者が生活と労働の足元から現状

の変革のため動くことを冷酷な現実は要求しています。

1868年・明治以来、日本の労働者たちが77年かけて始めて勝ち取った「労働組合法」を大切に、我がものとして使っていきましょう。

今から春闘について考え・具体的な準備を進め、24春闘を皆でたたかって良かったと感じられるものにしていきましょう。



今後の予定

12/30 (火) ~ 1/4 (木)

地方本部会館休み

2024年

1/1 (月) 10:00 関生新春抗議行動 (府警前)

1/5 (金) 地本会館オープン

1/9 (火) 18:30 支部執行委員会

19:00 支部24春闘討論集会

1/18 (木) 9:00 地本春闘討論集会 (第一センター)

1/19 (金) 18:30 南大阪旗開き (田中機械)

1/22 (月) 18:00 弁護士相談会

1/30 (火) ~ 1/31 (水)

全港湾中央委員会 (豊橋)

2/5 (月) 18:30 支部執行委員会 (予)

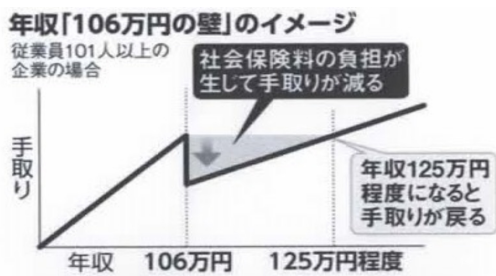
2/26 (月) 春闘要求書・提出 (予)

建設
支部
HP



年 収 の 壁 の 越 え 方

最近盛んに取り上げられる「年収の壁」。パートやアルバイトで働く人の年収が一定の額を超えてしまうと新たな負担が生じて手取り収入が減少する。これを避けるため、出勤抑制を強いられたりします。(下図は朝日 9/21 から)



政府は人手不足対策として助成金などを用意し壁の解消を図っています。面倒なことに「壁」は何種類もあり、年金や健康保険、税金なども絡んで複雑怪奇。

一様でない年収の壁

「年収の壁」は幾つもあり、大体 100 万円前後に集中しています。自身に所得税課税される 103 万円の壁、自身の配偶者健康保険被扶養者 130 万の壁、そして最近にわかに出現した自身が社会保険に加入しなければならなくなる 106 万の壁。この他にも個別企業の賃金規定に由来する壁など様々な壁が林立しています。さらにそれぞれの数字の中身が微妙に違っていて、103 万円には賞与や残業代などを含む実際の年収、一方 106 万円は計算上の「所定内」賃金で、その他残業代など一切含まない、ところが 130 万円には賞与残業代は言うに及ばず交通費や失業手当なども含まれます。分かりにくいでしょう。

今回政府が「年収の壁・支援強化パッケージ」と称し 130 万と 106 万の二つの壁を越える方策を打ち出しました。一言でいえば奇妙な方法であり、奇妙さは国民年金 3 号被保険者制度につながるものです。

130 万円の壁を越えると

年収 130 万円未満だと配偶者の健康保険の被扶養者となることができ、自身が健康保険料を払う必要はありません。年金は「国民年金 3 号被保険者」加入となり保険料負担なく年金を受給することができます。

130 万円以上になると自身で国民健康保険に加入しなければならず、例えば大阪市では毎月約 13000 円くらいの保険料となります。国民年金は「3 号」から「1 号被保険者」に変わり毎月 16250 円の保険料となります (3 号と 1 号の年金受給額は同じ)

130 万円を越えてしまうと保険料だけで年間 30 万以上発生します。そしてこの健康保険の被扶養者認定は企業によっては夫の賃金の「配偶者手当」の支給基準となっていたりすることもあり、夫の収入のダウンに直結します。

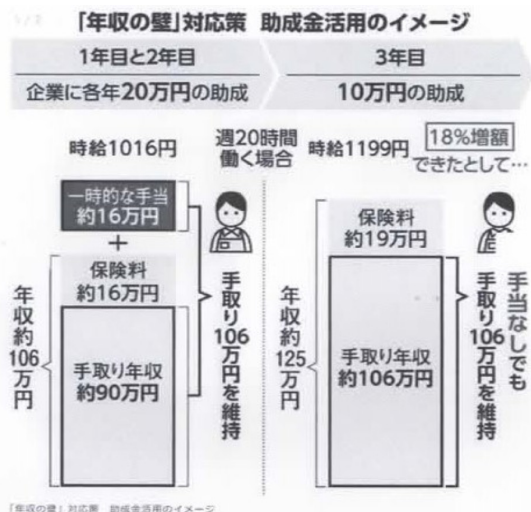
130 万越えの政府の対策は、事業主が人手不足による一時的な超過だと記した一通の証明書を提出するだけ。証明を裏付ける物は必要ありません。これで引き続き扶養家族となることができます。実際上このような運用は従来から行われていたようですが、2 年間の期間限定とはいえ政府が抜け道を公然化させただけの安直な仕上がりです。

新たな 106 万円の「壁」

従来社会保険加入は所定労働時間が常用労働者の4分の3以上でしたが、政府は年金財政のひっ迫などを理由に2016年から社会保険の適用拡大に舵をきり、従業員数101人以上の企業では週に20時間以上働き、所定内賃金（時間給×月所定労働時間数）が月額88000円（年額約106万円）となる人は健康保険、厚生年金に加入することとしました。

ここでも106万円を超えると従来配偶者の健康保険の扶養家族で、国民年金の3号被保険者であったものが自身で社会保険に加入することとなり、保険料を支払います。大阪の協会けんぽは健康保険料月額4500円ほど、厚生年金保険料は月額約8000円、新たな負担は年額約16万円となります。

106万の壁を越え方は図のようになります。（下図は朝日10/17から）



2年間16万円の保険料を肩代わりして手取額が減らないようにしてあげますよというものです。実際は16万円分の手当を事業主が従業員に支給すれば、雇用保険から同額を事業主に助成金として支給します。従業員に支給された手当分は社会保険料の算定対象から除外して保険料はまけてあげますというオマケ付きです。3年目までに手取りが減らないよう

に保険料分を賃上げしたらこれも助成金対象です。大阪では週20時間を越えて106万円になるのは最低賃金相当額ですから、最低賃金の引き上げ額から十分到達する数値です。但しこれは助成金ですから106万円を越えたら自動的に支給されるのではなく、事業主が手当を新設して助成金の支給申請をしなければなりません。106万の壁を越えそうな人にとっては手当を要求する一手のお得な助成金です。

今回助成金までひねり出して106万円の壁を越えさせようとする無理筋は、3号被保険者に直結する問題です。3号は保険料負担なく年金受給出来る一種の優遇ですが、今回厚生年金に加入しても3年とはいえ実質保険料免除継続という優遇拡大です。この制度は1986年年金法改正で生まれたのですが、対象はサラリーマン家庭の専業主婦だといわれています。それ以前専業主婦は夫の年金に妻分としてプラスされるもので、妻に独立した年金を獲得させようとした制度でもありませんが、自営業の家庭や単身女性と比して不均衡な仕組みという批判は免れません。家庭のあり方や仕事仕方が大きく変動した現在矛盾をはらんだこの制度の改変は避けられず、106万円の壁解消の混乱した施策は不均衡な年金制度の欠陥が露呈したものです。人手不足の解消にとどまらず非正規労働者の低賃金や家族の姿の変動、年金制度の組み直しなど社会の全般にその影響は及びます。「連合」はようやく3号制度の改廃を検討することになったようですが、労働組合はこの問題で自民党にヘゲモニーを握られるのではなく、広く議論を巻き起こし、新しい社会の入口を模索しなければなりません。土台雇用保険で社会保険料を肩代わりしようなどは無理が過ぎています。